

07. 37

産業技術力強化法の規定による公設試験研究機関を設置する者を対象とした手数料等の軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

次の（１）から（６）までのいずれかに該当する公設試験研究機関を設置する者であるときは、出願審査請求手数料及び第１年分から第１０年分までの特許料が１／２に軽減される（産業技術力強化法１７条１項４号、同条２項、産業技術力強化法施行令２条、５条）。

公設試験研究機関とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第２条第２項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。したがって、公共試験研究機関を設置する者とは、これら機関を設置する権限をもつ地方公共団体のことをいう。

また、公設試験研究機関研究者とは、公設試験研究機関の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令１条の２第２号ロ）。

- （１）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令１条の２第４号イ）
- （２）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであって、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令１条の２第４号ロ）
- （３）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令１条の２第４号ハ）
- （４）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研

究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ニ）

- (5) その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のアからウまでのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条5号）。

ア. その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係

ウ. その特許発明又は発明が、公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者と共同して行った試験研究又は公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

- (6) その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ヘ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条6号）。

ア. その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書

において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

2. 申請書に添付すべき証明書

軽減に係る申請書には、1. の各要件に応じ、以下の証明書を添付しなければならない。

- (1) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第14号）
- (2) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第15号イ）
ウ. 当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第15号ロ）
- (3) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第16号）
- (4) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第17号イ）
ウ. 当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書

- 面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第17号ロ）
- (5) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
- イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第5号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第18号）
- (6) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
- イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第6号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第19号イ）
- ウ. 当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第19号ロ）

（新規平成25・6）